議会運営委員会 会議録 (要旨)

○ 開催年月日 令和2年8月28日(金)

午後1時16分 開会午後2時49分 閉会

- ○場 所第3常任委員会室
- 〇 出席委員(10名)

委員	長	伊	波	_	男	
委	員	Щ	城	康	弘	
委	員	米	須	清	正	
委	員	呉	屋		等	
委	員	岸	本	_	德	

副委員長		濱	元	朝	晴
委	員	知	念	秀	明
委	員	知	名	康	司
委	員	桃	原		朗
委	員	桃	原		功

議長	上地安之
----	------

- 欠席委員(0名)
- 委員外議員 (0名)
- 説 明 員(0名)
- 議会事務局職員出席者(4名)

局	長	東丿	川上	类	步光	
議事係長		平	田	駒	子	

課長	仲 村 厚 子
担当主査	大 城 拓 也

○協議案件

- 1. 第430回宜野湾市議会定例会の運営について
- 2. 議会費(補正予算)について
- 3. 議会基本条例の一部を改正する条例について
- 4. 陳情の取扱い(「配付止まり」の際の理由)について
- 5. 全国市議会議長会依頼事項について
- 6. 議会報告及び市民との意見交換会における集約意見の取扱いについて

議会運営委員会(要旨)

令和2年8月28日(金)

○伊波一男 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

(開会時刻 午後1時16分)

【協議事項】

第430回宜野湾市議会定例会の運営について

○伊波一男 委員長 第 430 回定例会に上程される案件は、専決1件、補正予算8件、 条例4件、契約4件、報告6件、決算認定9件、その他2件の計34件である。

まず「一般質問の時間制限」については、従来どおり答弁を含めないで1人30分以内とすることでよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

○伊波一男 委員長 次に「通告締切日時」については、9月1日(火)の午後5時までとしてよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

- ○伊波一男 委員長 次に「陳情書等の取り扱い」について、陳情が3件 提出されており、1件ごとに協議してまいりたい。まず、「県産品の優先使用について」の取り扱いを協議していただきたい。
- ○桃原功 委員 この陳情は、現議員に改選後、改選後初めて出されているか。
- ○伊波一男 委員長 毎年出されている。

(「上程」という者あり)(「異議なし」という者あり)

○伊波一男 委員長 本件については、「上程」とすることに決定する。

次に、「市産品奨励及び市内企業優先使用にかかる要請」の取り扱いについて協議していただきたい。

(「上程」という者あり)(「異議なし」という者あり)

○伊波一男 委員長 本件については、「上程」とすることに決定する。

次に、「宜野湾市における医療的ケアを必要とする子どもたちの育ち、学びを保障するための要望」の取扱いについて協議していただきたい。

(「上程」という者あり)(「異議なし」という者あり)

○伊波一男 委員長 本件については、「上程」とすることに決定する。

次に、「委員会への付託案件及び省略案件」について、議案第49号 令和2年度宜

野湾市一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認については従前のとおり、委員会付託を省略し、定例会初日に説明、2日目に質疑を行い、その後、討論、採決としてよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

○伊波一男 委員長 次に、陳情の「県産品の優先使用について」と「市産品奨励及び市内企業優先使用にかかる要請」の2件は、従前のとおり委員会付託を省略し、その他の案件の委員会への付託先については、従来どおり議長に一任することとしてよるしいか。

(「異議なし」という者あり)

○伊波一男 委員長 次に、早期採決について事務局より説明していただきたい。

(事務局より「資料1」を説明する)

○伊波一男 委員長 早期採決については、依頼の議案について9月15日(火)の一般質問初日の冒頭に、採決してよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

- ○伊波一男 委員長 次に会期の決定について、協議いたしたい。まず、各会派の一般 質問予定人数について報告をいただきたい。
- 〇岸本一徳 委員 公明党は3名。
- ○桃原朗 委員 絆クラブは3名。
- ○知名康司 委員 絆輝クラブは7名。
- ○米須清正 委員 和みクラブは2名。
- ○桃原功 委員 結・市民ネットワークは3名。
- ○知念秀明 委員 共生の会は1名。
- ○伊波一男 委員長 無会派議員は、把握しているか。
- ○呉屋等 委員 通常はどのように確認しているか。
- ○議会事務局 慣例で結・市民ネットワークから報告していただいていたが、次回から 事務局で事前に確認し報告したい。
- ○桃原朗 委員 今回は、事務局から確認し報告していただきたい。
- ○伊波一男 委員長 次回からは事務局が確認することとする。今から事務局が無会派 議員のお二人の予定を確認するので、会期の決定については、保留として進めたい。 次に、仮議長選任の委任について、事務局より説明いただきたい。
- ○議会事務局 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、議長及び副議長が共に事故があるときに対応するため、地方自治法第 106 条第 3 項に規定している仮議長選任の委任について、去る 8 月 20 日の各派代表者会議にて合意されたので報告したい。

仮議長の選任を議長に委任することを本会議で諮り、決定すると、今会期中に仮に

議長及び副議長が共に事故があるときには、議長が年長議員を仮議長に選任し、仮議 長にて議会運営を行う。仮に年長議員が病気になって出席できない場合や、一般質問 で仮議長をできない場合には、次の年長議員を選任することとなる。

○伊波一男 委員長 仮議長の選任の委任について、今定例会初日の冒頭に議題としてよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

○**伊波一男 委員長** 次に、定例会における新型コロナウイルス感染症対策について、 事務局より説明いただきたい。

(事務局より「資料3」「資料4」を説明する)

- ○**呉屋等 委員** 委員会の運営について、傍聴人に関する記載がないが、陳情提出者の 説明の場合も想定し、記載した方がよいのではないか。
- ○知念秀明 委員 しっかり制限した方がよい。
- ○**岸本一徳 委員** 今の意見とは別だが、資料に記載の「感染疑い等による登庁自粛等 について」は、該当になると考えた場合は、誰に報告すればよいか。
- ○議会事務局 議会事務局と会派長へ連絡していただきたい。
- ○岸本一徳 委員 連絡して相談するということでよいか。
- ○議会事務局 そのとおりである。
- ○伊波一男 委員長 「資料3」の宜野湾市議会における新型コロナウイルス感染症対策について、「資料4」の新型コロナウイルス感染拡大防止に係る9月定例会の運営については、先ほどの傍聴人に関する記載を追加した上で、議会運営委員会決定事項としてよいか。

(「異議なし」という者あり)

○伊波一男 委員長 次に会期の決定について、先ほど未確認だった一般質問予定人数 を事務局が確認したので報告したい。

(各会派からの質問予定者の報告、質問者数 21 名)

○伊波一男 委員長 一般質問予定人数は 21 名であり、一般質問は5日間としたい。 会期については 9月4日から 24日までの21日間としてよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

【協議結果】

- 第430回定例会の運営について、以下のとおり決定(全会一致)した。
 - ①一般質問の時間制限:答弁を含めないで1人 30 分以内
 - ②陳情書等の取扱い:全 3件(上程3件)
 - ③委員会付託省略案件:議案第49号、陳情2件

④会期:9月4日から9月24日までの21日間(別紙のとおり)

⑤中間表決: 9月15日(議案第50号、54号、56号、諮問2号、3号)

【協議事項】

議会費(補正予算)について

- ○伊波一男 委員長 議会費(補正予算)について、事務局より説明いただきたい。 (事務局より「資料 5」を説明する)
- ○山城康弘 委員 政務活動費の執行残とする分は、補正減としてコロナ対策に充てるということではないのか。
- ○議会事務局 12 月補正で、前期分を補正減し、後期分は3月補正時点でも、交付期限 が未到来であるため執行残とする予定である。
- ○山城康弘 委員 執行残とする分は、コロナ対策等に充てられるのか。
- ○議会事務局 執行残とする分は、今年度は活用されない。
- 〇山城康弘 委員 この執行残とする 300 万円はもっと使い道があるのではないか。議会としては、議会費を補正しコロナ対策に充てて欲しいという意向があったと思うが、 それができないのであれば、議会でこの予算を使って何かできるのではないか。
- ○議会事務局 令和2年度には使えないが、次年度それに対して・・・。
- 〇山城康弘 委員 次年度は、新たな予算である。この 300 万円は今年度の政務活動費であり、一旦予算は締まる。これを余らせるということに疑問がある。使えないのであれば、議会でこの 300 万円を政務調査費として使って何かできるか考えるべきではないか。民間や市民含めどういうふうに還元できるか話し合いがなされるのでなく、手続上執行残というのはどうなのか。
- ○議会事務局 各派代表者会議でも意見が多数あり、事務局としても公職選挙法に抵触 しないよう調査した結果、このような補正予算の計上となっている。コロナ対策で今 年度の活用はできないが、一般財源の中に戻っていくので広く市民のために使われる ということでご理解いただきたい。
- ○伊波一男 委員長 市民のために広く使われるということが「未執行」という言葉で適しているのか疑問もある。この未執行分の使途について追跡調査できないか。
- 〇岸本一徳 委員 流用が前提での話ではないので、それはできないと思う。それより も、各派代表者会議では、手続きや処理の仕方は説明が難しいところがあるが、どう しても公職選挙法の関係でそうせざるを得なかったという協議の経緯がある。山城委 員の意見も理解できるが、我々の会派では、全体で決めたことを今年度は貫き通そう ということになった。

- ○上地安之 議長 本来であれば、12 月補正で 600 万円補正減されれば、1 月以降その 予算が別の事業に使われるのは明確になる。これができない理由をもう少し説明すれ ば、理解が深まると考える。事務局より説明いただきたい。
- ○議会事務局 12 月補正は、実質的には 10 月頃から事務の整理が始まる。まだ、事務を終えていない、到来していない 12 月から 3 月までの分を 10 月の時点で処理していいのかということになった。残りは 3 月末に執行残ということにさせていただきたい。
- 〇山城康弘 委員 後期の分は、返さず執行残にしないということもできるのか。
- ○議会事務局 各派代表者会議の中でも政務活動で執行して市民のために使ったことを示すという意見もあったが、やはり当初、コロナ対策で使っていただきたいと決めたので、見えないところではあるが、広く市民のために使われるということで、3月で執行残とすることとなった。
- 〇山城康弘 委員 分かった。
- ○桃原功 委員 事務局に確認だが、公職選挙法のどの部分に抵触するのか。
- ○議会事務局 寄附行為である。
- ○桃原功 委員 未成年にも寄附行為に当たるのか調べていただきたい。抵触しないのであれば、例えば、未成年に対する事業、寄附等に充てることができるのではないか。
- ○伊波一男 委員長 この件について調査していただきたい。
- 〇吳屋等 委員 議会 I C T 推進事業について、事業目的でウェブ会議をして市議会の 議事・議決機関としての機能維持を図るとあるが、本会議や委員会での使用も想定し ているのか。
- ○議会事務局 本会議は、自治法上、現に議場に参集することが前提となっており、総務省の見解としてウェブ会議は該当しない旨示されている。よって、本会議は対象としていない。委員会は会議規則等の改正を行わなければならないとされている。今回、交付金事業の目的に設定している使用用途は、議会内部における議運等開催前段の調整会議等に使用することとし、ハードルを下げて目的を設定している。
- ○**呉屋等 委員** 条例等をどこまで改正しなければならないかと考え確認したが、もう少し具体的に使い方を決めていた方がよいのではないか。この文面からすると、本会議や委員会での使用も検討しているのではと捉えられかねない。これはこれでよいと考えるが、後々、誤解のないよう議員には文書で説明したほうがよい。
- ○議会事務局 12 月に運用開始できるよう進めているが、交付金事業の資料としては、 具体的な使用用途等作成しており、今後、スケジュールや運用ルール等は議会改革に 関する調査特別委員会等で検討していく予定である。資料はその都度提示したい。
- ○岸本一徳 委員 タブレットについては、5年間予算措置されなかったが、このたび、 交付金事業で予算措置される。議会改革としてもよい機会となると考える。

○伊波一男 委員長 議会費補正予算については、これでよろしいですね。 (「異議なし」という者あり)

【協議事項】

議会基本条例の一部を改正する条例について

- ○伊波一男 委員長 本件について、事務局より説明いただきたい。 (事務局より「資料6」を説明する)
- ○伊波一男 委員長 宜野湾市議会基本条例の一部を改正する条例については、質疑、委員会付託、討論を省略し進めることとし、最終日に上程することでよろしいか。 (「異議なし」という者あり)

【協議結果】

宜野湾市議会基本条例の一部を改正する条例については、質疑、委員会付託、討論 を省略し、最終日に上程する。

【協議事項】

陳情の取扱い(「配付止まり」の際の理由)について

- ○伊波一男 委員長 本件について、6月定例会の本委員会にて桃原功委員より「陳情書が配付止まりとなった場合、理由を述べて議論した方がよいのでは」という意見があり、8月20日の各派代表者会議で各会派へ持ち帰り検討することとなった。各委員の意見を集約してまいりたい。
- 〇桃原功 委員 私の提案は、議論するということではなく、理由を述べてはいかがかということである。陳情、請願は、市民に限らず広く提出されるが、配付止まりにする場合、理由を述べないと失礼ではないかと考える。私自身は述べるようにしている。 県内他市議会では、理由を述べるルールはないとの調査結果が示されているが、本市議会から率先して取り組んでいいのではないか。
- ○伊波一男 委員長 ただいまの意見のとおり、先ほどの委員長の発言を「桃原功委員より、陳情書が配付止まりになった理由を述べるべきではないのか」に訂正する。 引き続き、各委員の意見を伺いたい。
- ○岸本一徳 委員 従来どおりでよい。敢えて決めなくよいと考える。
- ○知名康司 委員 確認したい。理由はこの委員会の中だけに限るのか、陳情者に伝えるのか。

- ○議会事務局 陳情者に対して、特に配付止まりになった理由はお伝えしていない。理由については、会議録を案内し、陳情者御自身でそれを確認していただいている。
- ○知名康司 委員 分かった。従来どおりでよい。
- 〇山城康弘 委員 従来どおりでよい。
- ○知念秀明 委員 従来どおりでよい。
- ○米須清正 委員 これまで、理由を知りたいこともあった。理由を述べた方がよい。
- ○伊波一男 委員長 「従来どおり」が4会派、「理由を述べる」が2会派となっている。 議会運営委員会のルールとして全会一致を基本としているが、本件も従来どおりの方 法で決定することとして進めてよいか。

(「異議なし」という者あり)

○伊波一男 委員長 それでは、陳情の取扱いの協議はこれまでどおり行うこととする。

【協議結果】

陳情の取扱いを協議する方法について、従前どおりとする。

【協議事項】

全国市議会議長会依頼事項について

○伊波一男 委員長 本件について、事務局より説明いただきたい。

(事務局より「資料8」を説明する)

○伊波一男 委員長 本件について、各派代表者会議にて議会運営委員会で取り扱うよう申し送りがある。本委員会にて取り扱うことしてよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

○伊波一男 委員長 では、文案を配付したい。

(事務局より文案を配付する)

- 〇伊波一男 委員長 本日は、文案を各会派へ持ち帰り検討いただき変更があれば、事務局へ9月11日金曜日までに申し出ていただきたい。事務局にて集約した結果を次回の委員会で審査したい。次回の日程は、9月16日又は9月18日いずれがよいか。
- 〇桃原功 委員 本件は、各市議会で可決し、各担当大臣へ送付すると思う。もう少し 早めに対応した方がよいと考える。
- ○議会事務局 全国市議会議長会が示す期限は9月定例会中である。
- ○伊波一男 委員長 次回の委員会開催はいつがよいか。
- ○桃原功 委員 9月定例会中ということだが、早めに可決した方が、やる気が伝わるのではないか。

- ○岸本一徳 委員 日程は、16日、18日どちらでもよい。
- ○知念秀明 委員 事務局がさきに挙げた候補日の設定理由を伺いたい。
- ○議会事務局 11 日までに文案等の変更案を集約し、整理した上で、16 日に提案する ためである。
- ○知念秀明 委員 そうであれば、提案のとおりでよいと考える。
- 〇呉屋等 委員 宛先については、沖縄北方担当大臣を追加した方がよい。
- ○伊波一男 委員長 宛先に沖縄北方担当大臣を追加してよいか。

(「異議なし」という者あり)

○伊波一男 委員長 宛先はそのように決定し、次回委員会は9月16日午後1時から開催する。意見書が出来ましたら、質疑、委員会付託、討論を省略し、進めることとし、 最終日に上程したい。要請については郵送としたい。よろしいか。

(「異議なし」という者あり)

【協議結果】

本件について持ち帰り、会派で検討の上、次回9月16日(水)の委員会で引き続き 協議することに決定する。

【協議事項】

議会報告及び市民との意見交換会における集約意見の取扱いについて

○伊波一男 委員長 本件について、事務局より説明願いたい。

(事務局より「資料9」を説明する。)

- ○伊波一男 委員長 本日は持ち帰り検討することとし¥、修正があれば事務局へ申し出ていただき、9月16日の議会運営委員会で各会派の意見の報告をお願いしたい。
- ○岸本一徳 委員 修正とは何に対するものか。
- ○議会事務局 提案したいが、資料に掲載している過去の対応等を参考に、本日、意見を頂きたい。それをもとに後日事務局で回答文案を作成し配付後、各会派で検討いただきたい。次回の委員会では、各会派の意見を集約し反映させた案を提示する流れではいかがか。
- ○伊波一男 委員長 ただいまの提案のとおりでよろしいか。

(「異議なし」という者あり)

○桃原功 委員 一つの意見の中に、米軍機騒音と暴走族の騒音が入っているが、議会 運営委員会では、米軍機騒音について回答し、暴走族騒音については、経済建設分科 会が回答するということでよいか。

- ○議会事務局 そのとおりである。
- ○米須清正 委員 各意見の対応についても検討するのか。
- ○議会事務局 各会派で、文案の内容と対応について協議し、次回の委員会で集約する 流れでお願いしたい。
- 〇具屋等 委員 米軍機へりによる夜間の騒音規制措置の時間以降の飛行についてと、 地デジの受信障害については、毎年のように意見がある。今年度の状況として令和2 年度に事業費 3,000 万円の予算が計上されているが、受信障害が発生している申告件 数、調査件数、工事件数について資料請求をしたい。本来なら、担当課の説明を聴取 した方がよいが、時間が厳しいのであれば、事務局の文案提示の際に要求資料も添付 していただきたい。
- ○議会事務局 ただいまの意見のとおり、事務局から担当課へ資料請求し、その内容を もとに文案を作成し、各委員へは文案と資料を事前に配付したい。
- ○上地安之 議長 先ほどの市議会議長会から依頼の意見書についても、次回委員会までの持ち帰り検討及び集約等の日程を確認してはいかがか。
- ○議会事務局 上程は最終日となるが、次回委員会までの検討スケジュールを事務局で 整理しメール等で報告したい。

【協議結果】

本件について持ち帰り、会派で検討の上、次回9月16日(水)の委員会で引き続き 協議することに決定する。

【協議事項】

その他について

- ○**米須清正 委員** 一般質問通告が9月1日締切日となっているが、台風接近となった場合どうなるか。
- ○議会事務局 9月1日に暴風警報が発令され、路線バスが運休となった場合、職員は出勤停止となる。そのため、今回に限り、1日17時までに一般質問通告をメール、ファックス、ラインでの提出も認めるとしてはいかがか。

(「異議なし」という者あり)

○伊波一男 委員長 本日の委員会を閉会いたします。 閉会時刻 (午後2時49分)